

足利政権の「現実」と後醍醐天皇の死：
『太平記』巻二十一の構成と展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷垣, 伊太雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4706

足利政權の「現実」と後醍醐天皇の死

— 『太平記』卷二十一の構成と展開 —

谷 垣 伊太雄

七、塩冶判官讒死事

建武三年（延元元年・一三三二）、楠正成が正行に「將軍ノ代」の到来を語って死の戦場へと赴いた（卷十六）後、建武四年に、一旦は諸国の官方が蜂起し（卷十九）、「今ハハヤ聖運啓ヌト見ヘ」（注卷二十一）たものの、暦応元年（延元三年・一三三八）五月に北畠顕家（卷十九）、同年閏七月に新田義貞が（卷二十）、それぞれ討死した事によって、「今ハ天下只武徳ニ帰シ」た状況となる。

その『太平記』卷二十一の章段構成は、次のようになっている。

- 一、天下時勢粧事
- 二、佐渡判官入道流刑事
- 三、法勝寺塔炎上事
- 四、先帝崩御事
- 五、南帝受禪事
- 六、任遣勅被成綸旨事有義助攻落黒丸城事

第一章では、北畠顕家・新田義貞の死だけでなく、「奥州下向ノ諸卒」が「渡海ノ難風ニ放サレテ行方知ズト聞ヘ」た事により、結城上野入道道忠の子息親朝が父の遺言に背いて降人となり、芳賀禪可も、主人である宇野宮公綱の子息を拘束して將軍方に属したことが、一方、南朝方は「新田氏族尚残テ城々ニ循環リ、竹園ノ連枝時ヲ待テ国々ニ御座有」とは言うものの、「猛虎ノ檻ニ籠リ、窮鳥ノ翅ヲ鍛レタルガ如ニ成」っていたため「只時々ノ変有ン事ヲ待」つばかりであった事が、まず語られる。

圧倒的優勢を見せる武家方であったが、その実態は「能ナク芸無クシテ乱階不次ノ賞ニ関リ、例ニ非ズ法ニ非シテ警衛判断ノ識ヲ司ル」ものであり、「初ノ程コソ朝敵ノ名ヲ憚リテ毎時天慮ヲ仰ギ申」す姿勢であったが、「今ハ天下只武徳ニ帰シテ、公家有テ何ノ用ニカ立ベキトテ、月卿雲客・諸司格勤ノ所領ハ云ニ及ズ、竹園椒房・

禁裡仙洞ノ御領マデモ」武士が「押領」したため、朝廷行事は衰微し、「朝廷ノ政」を「武家ノ計」に任せた結果、「公家ノ人々」は「云モ習ハヌ坂東声ヲツカイ、著モナレヌ折烏帽子ニ額ヲ顕シテ、武家ノ人ニ紛」れようとしたものの、それも叶わず、「公家ニモ不レ付、武家ニモ不レ似、只都鄙ニ歩ヲ失」った人のような有様を呈する。第一章の「天下時勢粧」概観の後、第二章では、武家方の典型的な現実が活写される。

「此比殊ニ時ヲ得テ、榮耀人ノ目ヲ驚シケル佐々木佐渡判官入道々嘗ガ一族若党共」が「例ノバサラニ風流ヲ尽シテ、西郊東山ノ小鷹狩シテ」の帰途、門主が秋景色の中で「風詠閑吟シテ興」じていた妙法院南庭の紅葉の下枝を引き折った。その「不得心ナル下部共」の行為を見て、門主が「人ヤアル、制セヨ」と声を発したため、一人の坊官が庭に出て注意したところ、逆に「結句御所トハ何ゾ。カタハライタノ言ヤ」と「嘲哂」する下部共によって「弥尚大ナル枝」を折られてしまった。それに対し、丁度「アマタ宿直シテ」いた「御門徒ノ山法師」が「悪ヒ奴原ガ狼藉哉」と「持タル紅葉ノ枝」を奪い返し「散々ニ打擲シテ門ヨリ外へ追出」した。

ところが、それを聞いた佐々木道誓は「何ナル門主ニテモヲワセヨ、此比道誓ガ内ノ者ニ向テ、左様ノ事翔シ者ハ覚ヌ物ヲ」と怒り、「自ら三百余騎ノ勢ヲ率シ、妙法院ノ御所へ押寄テ」火を放った。「持仏堂で「御行法ノ最中」であった門主は「御心早ク後ノ小門ヨリ徒跣ニテ光堂ノ中へ逃入」ったものの、「御弟子ノ若宮」は「板敷ノ下へ逃入」ったところを、走り掛かった「道誓ガ子息源三判官」に

よって「打擲」された。その他「出世・坊官・児・持法師共」も方々へ逃げ、洛中は騒然となる。「事ノ由ヲ聞定テ後ニ馳歸」った人達は「アナアサマシヤ。前代未聞ノ悪行哉。山門ノ嗾訴今ニ有ナン」と語り合った。

前例のない暴挙に対して「山門ノ衆徒」は「早道誓・秀綱ヲ給テ、死罪ニ可レ行」と「公家へ奏聞シ、武家ニ触レ訴」えた。又、「正キ仙院ノ連枝」である門主も「道誓ガ翔無念ノ事ニ憤リ思召テ、アワレ断罪流刑ニモ行セバヤ」として「武家」へ伝えたものの、「將軍モ左兵衛督モ、飽マデ道誓ヲ被・鼻負ニケル間、山門ハ理訴モ疲テ、款状徒ニ積リ、道誓ハ法禁ヲ輕ジテ奢侈弥恣ニス」という有様。

これに対し「嗾儀ノ若輩」は、「大宮・八王子ノ神輿中堂へ上奉テ、鳳闕へ入レ奉ント僉議」し、「諸院・諸堂ノ講筵ヲ打停メ、御願ヲ停廢シ、末寺・末社ノ門戸ヲ閉テ祭礼ヲ打止」めた。結局、「武家モササガ山門ノ嗾訴難・黙止ノ覚へ」て、「道誓ガ事、死罪一等ヲ減ジテ遠流ニ可レ被レ処敷」と奏聞、「院宣ヲ成レ山門ヲ宥」めたのであった。「前々ナラバ衆徒ノ嗾訴ハ是ニハ捨テ休ルマジカリシカ共、「時節ニコソヨレ」とする「宿老」の現実論によって、四月十二日に「三社ノ神輿」は、帰座し、同二十五日には道誓・秀綱の「上総国山辺郡」への流罪が決定した。

しかし、道誓を送るために「近江ノ国分寺」まで随伴した「若党三百余騎」は「悉猿皮ヲウツボニカケ、猿皮ノ腰当ヲシテ、手毎ニ鶯籠ヲ持セ、道々ニ酒肴ヲ設テ宿々ニ傾城ヲ弄ブ」という、「尋常ノ流人ニハ替リ、美々敷」く見えるものであり、これは「只公家ノ

成敗ヲ輕忽シ、山門ノ鬱陶ヲ嘲哂「する行為であつた。

第三章では、法勝寺炎上が記される。「康永元年三月廿日ニ、岡崎ノ在家ヨリ俄失火出来テ聽テ燒靜マリケルガ、纒ナル細煙一ツ遙二十余町ヲ飛去テ、法勝寺ノ塔ノ五重ノ上ニ落留（おとどまり）つた後、「乾タル檜皮ニ焼付テ、黒煙天ヲ焦テ燒ケ上（あが）リ、「金堂・講堂・阿弥陀堂・鐘樓・経藏・捨社宮・八足ノ南大門・八十六間ノ廻廊」は、「一時ノ程ニ焼失シテ、灰燼忽地ニ滿（みみ）ちた。更に「花頂山ノ五重ノ塔、醍醐寺ノ七重ノ塔」も、同時に炎上した。

第四章では、後醍醐天皇の死が描かれる。まず、「南朝ノ年号延元三年八月九日ヨリ、吉野ノ主上御不（な）予ノ御事有ケルガ、次第二重ヲセ給。医王善逝ノ誓約モ、祈ニ其驗ナク、耆婆扁鵲ガ靈藥モ、施スニ其驗ヲハシマサズ。玉体日々ニ消テ、晏駕ノ期遠カラジ」と重体である叙述から始まり、忠雲僧正が「御枕ニ近付奉テ、泪ヲ押（お）さえて、死が避けられぬ事を告げ、「サテモ最期ノ一念ニ依テ三界ニ生ヲ引ト、经文ニ説レテ候ヘバ、万歳ノ後ノ御事、万ツ叡慮ニ懸リ候ハン事ヲバ、悉ク仰置レ候テ、後生善所ノ望ヲノミ、叡心ニ懸ラレ候ベシ」と語りかける。それに対し、帝は「妻子珍宝及王位、臨命終時不隨者」を納得した上で「生々世々ノ妄念トモナルベキハ、朝敵ヲ悉亡シテ、四海ヲ令泰平ト思計也」と語り、自分の死後には「第七ノ宮（たかみ）（義良親王）を即位させ、「賢士忠臣事ヲ謀リ、義貞義助ガ忠功ヲ賞シテ、子孫不義ノ行ナクバ、股肱ノ臣トシテ天下ヲ鎮（しづ）むべきことを告げ、「思（おも）へ之ノ故ニ、玉骨ハ縦南山ノ苔ニ埋ルトモ魂魄ハ常に北闕ノ天ヲ望ント思フ。若命ヲ背義ヲ輕ゼバ、君モ繼体

ノ君ニ非ズ、臣モ忠烈ノ臣ニ非ジ」と強調して、「左ノ御手ニ法華經ノ五卷ヲ持セ給、右ノ御手ニハ御劍ヲ按テ、八月十六日ノ丑刻ニ遂ニ崩御成（おと）つたのであつた。又、「遺勅」に従つて「御終焉ノ御形ヲ改メズ、棺槨ヲ厚シ御坐ヲ正シテ、吉野山ノ麓、蔵王堂ノ良ナル林ノ奥ニ、円丘ヲ高く築テ、北向ニ」葬（お）つた事も記される。

後醍醐帝の死により「アヂキナク覚（お）へ」た「多年著纏進ラセシ卿相雲客」が「思々ニ身ノ隱家」を求めようとする「形勢ヲ伝聞テ、急參内シ」た吉野執行吉水法印宗信は、「先帝崩御」から「末日ヲ經ザルニ退散隱遁ノ御企有ト承及候コソ、心エガタク存候（たも）へ」と述べ、官軍について全国的な展望をした上で「皆義心金石ノ如ニシテ、一度モ変ゼヌ者共也」と確認し、「身不肖ニ候ヘドモ、宗信右テ候ハン程ハ、当山ニ於テ又何ノ御怖畏カ候ベキ。何様先御遺勅ニ任テ、繼体ノ君ヲ御位ニ即進セ、国々へ綸旨ヲ成下レ候ヘカシ」と論じた結果、「諸卿皆ゲニモト思（おも）い、更に「楠帶刀・和田和泉守二千余騎ニテ馳參リ、皇居ヲ守護シ奉テ、誠ニ他事ナキ体ニ見（み）へ」たことで「人々皆退散ノ思ヲ翻テ、山中ハ無為ニ」なつたと締め括られる。

第五章は、前章を承け「同十月三日ニ、太神宮ハ奉幣使ヲ下サレ、第七ノ宮天子ノ位ニ即セ給フ」と、後村上帝即位が記された後、「御即位ノ儀式」本来の姿が詳述され、「是皆代々ノ儲君、御位ヲ天ニ繼セ給フ時ノ例ナレバ、三載敷度ノ大礼、一モ缺テハ有ベカラズトイヘドモ、洛外山中ノ皇居ノ事、可（た）周備ニアラザレバ、如（ごと）く形三種神器ヲ拜セラレタル計ニテ、新帝位ニ即セ給フ」との現実が語られる。

第六章も、南朝側の情勢が記述される。「同十一月五日、南朝ノ群臣相議シテ、先帝ニ尊号ヲ献ル。御在位ノ間、風教多ハ延喜ノ聖代ヲ被レ追シカバ、尤モ其奇有トテ、後醍醐天皇と諡シ奉ル」との叙述の後、「新帝幼主ニテ御座アル上、君崩ジ給タル後、百官家宰ニ総テ、三年政ヲ聞召レヌ事ナレバ」として、北畠親房が「万機悉ク」を統括し、洞院実世・四条隆資が諸事を執奏する体制が描かれる。そして、十二月には、北陸の脇屋義助に「先帝御遺勅」に基づく綸旨が送られたこと、筑紫の懐良親王、遠江の宗良親王、奥州の新国司北畠顯信にも、それぞれ「任」旧主遺勅「殊ニ可レ被レ致忠戦」との綸旨が下されたことが記される。

右の概況叙述続いて、具体的な動きが描出されるのは脇屋義助である。「此両三年越前ノ城三十余箇所相交テ合戦ノ止日」がなかった北陸では七月三日に「義助ノ若党畑六郎左衛門時能」が三百余騎で出撃して「敵ノ城十二箇所ヲ打落」し、同五日に由良光氏が五百余騎で「敵ノ稠ク構ヘタル六箇所ノ城ヲ二日ニ攻落」し、同五日に堀口氏政も五百余騎で「十一箇所ノ城ヲ五日ガ中ニ攻落」し、総大将の脇屋義助は三千余騎を三手に分けて「城十七箇所ヲ三日三夜ニ攻落」して河合庄に進攻。同十六日には「四方ノ官軍一所ニ相集テ、六千余騎」となった軍勢が、黒丸城を攻略して、「足羽ノ乾ナル小山ノ上」に陣を構えた。

このような戦況の中、「元ハ新田左中將ノ兵ニテ有シガ、近来將軍方ニ属シテ、黒丸ノ城ニ」いた上木平九郎家光が、大将である尾張守斯波高経の所に参上して、畑六郎左衛門が「日本一ノ大力ノ剛

者」であることをはじめとする新田勢の実態を報告し、「京都ノ御勢下向」まで「加賀国へ引退」く方が良いと提案した。細川出羽守達も賛同したため、高経は「五ノ城ニ火ヲ懸テ、其光ヲ松明ニ成テ、夜間ニ加賀国富樫ガ城」へと落ちたのであった。

続く第七章は、「北国ノ宮方頻ニ起テ、尾張守黒丸ノ城ヲ落サレヌ」との報を受け「京都以外ニ周章シテ、助ノ兵ヲ下サルベシト評定」が行われ、高師治・土岐頼遠・佐々木氏頼・塩治高貞が「四方ノ大将」として、それぞれ派遣されることになったとの叙述から始まる。

「陸地三方ノ大将已ニ京ヲ立テ、分国ノ軍勢ヲ催」し、塩治も「船路ノ大将トシテ、出雲・伯耆ノ勢ヲ率シ兵船三百艘ヲ調へ」るはずであったが、「不慮ノ事」が起り、塩治判官高貞は高武蔵守師直に討たれてしまったのであった。「其宿意」として「高貞多年相馴タリケル女房ヲ、師直ニ思懸ラレテ、無_レ謂討_レ」たと記され、以下、長大な「塩治判官讒死」物語が、巻二十一の巻末まで展開していく事となる。

一一

楠正成も北畠顯家・新田義貞も姿を消した後の南朝と北朝（実質的には足利政権）との力関係の差は歴然となっていた。その確認から始まる巻二十一第一章においては、「武徳ニ帰シ」た世における「公家ノ人々」が戯画的にさえ描かれる。

ところが、「武家ノ人」の実態がクローズアップされる第二章においては、佐々木道誉及びその一党の「暴走」が叙述される。「例ノバサラニ風流ヲ尽シテ」(傍点は筆者、以下同じ)の「小鷹狩」の帰りに「不得心ナル下部共」が妙法院の紅葉の下枝を折つたと記される。しかも、道誉の妙法院焼打ちという実力行使について、人々は「アナアサマシヤ、前代未聞ノ悪行哉。山門ノ嗾訴今ニ有ナン」と噂し合い、その予想通りに(従来よりは抑制されたものではあったものの)、「衆徒ノ嗾訴」があつて、道誉・秀綱の配流が決定する。

ただ、道誉の配流の「打送ノ為ニトテ前後ニ相順」つた「若党三百余騎」が全員「猿皮ヲウツボニカケ、猿皮ノ腰当ヲシテ」いた事は、明らかに「公家ノ成敗ヲ軽忽シ、山門ノ鬱陶ヲ嘲哂」するものであつた。この経緯を踏まえて、第二章の最終段には「聞ズヤ古ヨリ山門ノ訴訟ヲ負タル人ハ、十年ヲ過ザルニ皆其身ヲ滅ストイヒ習セリ」として、治承の成親・西光・西景、康和の藤原師通が列記され、「サレバモイカハ有シズラント、智アル人ハ眼ヲ付テ怪ミ見ケルガ、果シテ」と、秀綱をはじめとする佐々木一族が後年殺害された事が語られ、「是等ハ皆医王山王ノ冥見ニ懸ラレシ故ニテゾアラント、見聞ノ人舌ヲ弾シテ、懼レ思ハヌ者ハ無リケリ」と、因果応報の論理で締め括られる。なお、「医王山王」すなわち「山門」(比叡山延暦寺)の威力については、卷十八の終章において、玄恵法印の語つた長大な「比叡山開闢ノ事」を聞いた「將軍・左兵衛督ヲ奉レ始、高・上杉・頭人・評定衆ニ至ル迄」の人々によつて、納得・確認されたものであつた。

続く第三章の法勝寺炎上記事は、康永元年(一三三二)の事でありながら、章段配列上からは、暦応元年(延元三年、一三三八)か暦応二年の事件として位置づけられる妙法院焼打ち事件に連接する話材となつてゐる。更に、その第三章の末尾には、法勝寺の由来が記された上で、「カ、ル靈徳不思議ノ御願所、片時ニ焼滅スル事、偏ニ此寺計ノ荒廢ニハ有ベカラズ。只今ヨリ後弥天下不静シテ、仏法モ王法モ有テ無ガ如ニナラン。公家モ武家モ共ニ衰微スベキ前相ヲ、兼テ呈ス物也ト、歎ヌ人ハ無リケリ」と、今後の社会情勢が否定的に展望される。

その次に、後醍醐帝の死を語る第四章が置かれ、「康永元年三月廿日ニ」と法勝寺炎上⁵⁶が記される第三章冒頭に対応する形で、「南朝ノ年号延元三年八月九日ヨリ、吉野ノ主上御不⁵⁷予ノ御事有ケルガ」と始まる。

後醍醐帝の崩御については「悲哉、北辰位高シテ百官星ノ如ニ列ト雖モ、九泉ノ旅ノ路ニハ供奉仕臣一人モナシ。奈何セン、南山地僻ニシテ、万卒雲ノ如ニ集トイヘ共、無常ノ敵ノ来ヲバ禦止ムル兵更ニナシ。只中流ニ舟ヲ覆テ一壺ノ浪ニ漂ヒ、暗夜ニ灯消テ、五更ノ雨ニ向ガ如シ。葬礼ノ御事、兼テ遺勅有シカバ、御終焉ノ御形ヲ改メズ、棺槨ヲ厚シ御坐ヲ正シテ、吉野山ノ麓、蔵王堂ノ良ナル林ノ奥ニ、円丘ヲ高ク築テ、北向ニ奉レ葬。寂寞タル空山ノ裏、鳥啼日已暮ヌ。土墳数尺ノ草、一経涙尽テ愁未⁵⁸尽。旧臣后妃泣々鼎湖ノ雲ヲ瞻望シテ、恨ヲ天辺ノ月ニ添ヘ、霸陵ノ風ニ夙夜シテ、別ヲ夢裡ノ花ニ慕フ。哀ナリシ御事也」との慨嘆に続けて「天下久乱ニ

向フ事ハ、末法風俗ナレバ暫ク言ニ不足。延喜天曆ヨリ以来、先帝程ノ聖主神武ノ君ハ未ヲハシマサザリシカバ、何ト無共、聖徳一タビ開テ、拜趨忠功ノ望ヲ達セヌ事ハ非ジト、人皆憑ヲナシケル」と記されるものの、この文章は「ナシケルガ」という逆接的文脈となつて、「君ノ崩御ナリヌルヲ見進テ、今ハ御裳濯河ノ流ノ末モ絶ハテ、筑波山ノ陰ニ寄人モ無テ、天下皆魔魅ノ掌握ニ落ル世ニ成ンズラント、アヂキナク覚ヘ」た卿相雲客達が離散しようとする動きの叙述へと展開していく。

「玉骨ハ縦南山ノ苔ニ埋ルトモ、魂魄ハ常ニ北闕ノ天ヲ望ント思フ」との意志を「左ノ御手ニ法華経ノ五卷ヲ持セ給、右ノ御手ニハ御劍ヲ按テ」という明確な姿勢で示して死を迎えた後醍醐帝であつたが、古水法印宗信の強い呼びかけによって、漸く「諸卿」は「皆ゲニモト思」い、更に、楠正行・和田和泉守が二千余騎で駆けつけ皇居を守護した事で、「人々」が「皆退散ノ思ヲ翻」したというのが、南朝側の現実であつた。そのため「山中ハ無為ニ成」つたと第四章の末文に記されるものの、実際の吉野山は不安定な状況下にあつたと言ふべきであらう。

それは、後村上帝の即位の記述がある第五章においても同様である。即位をめぐる正規の儀式が不可能なことを「三載数度ノ大礼、一モ缺テハ有ベカラズトイヘドモ」と、現況を追認した上で、「洛外山中ノ皇居ノ事、可ニ周備ニアラザレバ、如シ形三種神器ヲ拝セラレタル計ニテ、新帝位ニ即セ給フ」と、最低条件を提示しての「南帝受禪」であることが語られる。

続く第六章では、先帝（後醍醐帝）の「遺勅」を受けた脇屋義助が、尾張守高経を越前国から加賀国まで退却させたことが、「黒丸ノ城ヲ落シテコソ、義貞ノ討レラレタリシ会稽ノ恥ヲバ雪ケレ」と描かれる。しかし、高経の行動は、「元ハ新田左中將ノ兵ニテ有シガ、近来将軍方ニ属シテ、黒丸ノ城ニ」いた上木家光の献策に従つたものであつたため、客観的に見れば、官軍方の勝利とは言えない。このように、第四章・第五章・第六章と記されてきた南朝側の状況は、決して安定したものではないことがわかる。

とすれば、第七章冒頭に記される、京都に届いた「北国ノ宮方頻ニ起テ、尾張守黒丸ノ城ヲ落サレヌ」との情報も、現実には將軍方が「以外ニ周章」するほどのものではなく、足利政権側の優勢は明白だつたということになる。そこへ「四方ノ大将ヲ定テ」の大軍が派遣されたなら、北陸の官軍は壊滅状態になつたであらう。

しかし、『太平記』が語るのは、「四方ノ大将」の一人であつた塩治判官高貞が、高武蔵守師直に妻を横恋慕され、「讒死」へと追い込まれていく物語である。

後世、『仮名手本忠臣蔵』へと仕立て上げられるこの長文の挿話は、獨立性を持った小世界を構築するとともに、師直を否定的に形象するという点で第二章なども相似し、足利政権内部において噴出してくる問題を顕在化させるものとなつている。

物語としては批判の対象となつている第二章の佐々木道誓について、流刑の要請が出された時、「將軍モ左兵衛督モ、飽マデ道誓ヲ被_レ鬪負_レケル」と記され、第七章の高師直についても、高貞の妻への横恋慕が叶わぬと考えた師直が「塩冶隠謀ノ企有由ヲ様々ニ讒ヲ運シ、將軍・左兵衛督ニ」訴えた結果、高貞自身が「トテモ通ルマジキ我命也。サラバ本国ニ逃下テ旗ヲ舉、一旗ヲ促テ、師直ガ為ニ命ヲ捨シ」と心を決め、京都から脱出し、「此女房取ハツシツル事ノ安カラズサヨ」と思った師直が、「急將軍へ参」つて「高貞が隠謀ノ事、サシモ急ニ御沙汰候ヘト申候ツルヲ聞召候ハデ、此曉西国ヲ指テ逃下候ケンナル。若出雲・伯耆ニ下著シテ、一族ヲ促テ城ニ楯籠ル程ノラバ、ユ、シキ御大事ニテ有ベウ候也」と伝えたところ、將軍は「ゲニモト驚騒レテ誰ヲカ追手ニ下スベキ」として、山名時氏達を派遣したと記される。

そして、第二章の末尾には、先例を引いた上で、「サレバ是モイカバ有ズラント、智アル人ハ眼ヲ付テ怪ミ見ケルガ、果シテ」として、道誓は含まぬものの、後年における佐々木一族の滅亡が記され、「弓馬ノ家ナレバ本意トハ中ナガフ、是等ハ皆医王山王ノ冥見ニ懸ラレシ故ニテゾアルラント、見聞ノ人舌ヲ弾シテ、懼レ思ハヌ者ハ無リケリ」との締め括りの義が置かれている。

更に、第七章の末文も、妻子の死を知つた塩冶判官高貞が、「時

ノ間モ離レガタキ妻子ヲ失レテ、命生テハ何カセン、安カラヌ物哉。七生迄師直ガ敵ト成テ、思知センズル物ヲ」と激怒とともに「馬ノ上ニテ腹ヲ切、倒ニ落テ死」んだこと、「一人付順テ有ケル」木村源三が「判官ガ頸ヲ取テ、鐵直垂ニ裹ミ、遥ノ深田ノ泥中ニ埋テ後、腹カキ切テ、腸繰出シ、判官ノ頸ノ切口ヲ陰シ、上ニ打重テ懐付テ」死んだものの、山名時氏の兵が「木村ガ足ノ泥ニ濁タルヲシルベニテ、深田ノ中ヨリ、高貞ガ虚キ首ヲ求出シテ、師直ガ方ヘ」送つたとの記述の後に、「是ヲ見聞人毎ニ、サシモ忠有テ咎無リツル塩冶判官、一朝ニ讒言セラレテ、百年ノ命ヲ失ツル事ノ哀サヨ。只晋ノ石季倫ガ、緑珠ガ故ニ亡サレテ、金谷ノ花ト散ハテシモ、カクヤ、ト云ヌ人ハナシ」と記され、「ソレヨリ師直悪行積テ無_レ程亡失ニケリ。『利_レ人者天必福_レ之、賊_レ人者天必禍_レ之』ト云ル事、真ナル哉ト覚ヘタリ」との予告的一文によって締め括られる。

この佐々木道誓や高師直に象徴されるような武士を内包していたのが足利政権の「現実」であり、それは「観応の擾乱」の如き部分的崩壊を見せつつも、ともかく織田信長の登場する時代まで、続いていくものでもあった。

その一方において、「古今之変化」の中に「安危之来由」を考察しようとした『太平記』作者にとつて、「既往」に「誠」めを求め難い歴史の現実を目の前にした時、新しい基準を設定せざるをえなくなつて来ていた。それは、第三章に瞥見できる。法勝寺炎上について、「外ヨリ見レバ、煙ノ上ニ或ハ鬼形ナル者火ヲ諸堂ニ吹カケ、或ハ天狗ノ形ナル者松明ヲ振上テ、塔ノ重々ニ火ヲ付ケルガ、金堂

ノ棟木ノ落ルヲ見テ、一同ニ手ヲ打テドット笑テ愛宕・大嶽・金峯山ヲ指テ去ト見ヘテ、暫アレバ花頂山ノ五重ノ塔、醍醐寺ノ七重ノ塔、同時ニ焼ケル事コソ不思議ナレ」と記され、「四海ノ泰平ヲ祈テ、殊百王ノ安全ヲ得セシメン為ニ、白河院御建立有シ靈地」たる法勝寺が「片時ニ焼滅」した事は、「偏ニ此寺計ノ荒廢ニハ有ベカラズ。只今ヨリ後弥天下不_レ静シテ、仏法モ王法モ有テ無ガ如ニナラン。公家モ武家モ共ニ衰微スベキ前相ヲ、兼テ呈ス物也ト、歎ヌ人ハ無リケリ」と語られる。

卷十八最終章の「比叡山開闢事」でも確認された「医王山王」(第二章)の存在と、早くは北条高時の末期的症状を語る箇所(巻五)に見られた「鬼形ナル者」「天狗ノ形ナル者」(第三章)とが対極的な位置付けで、大きく前面に押し出される形で歴史の解釈が物語られていく_一これが、「序」の枠を越える作者の、『太平記』中盤における新しい軸となりつつあると言えよう。

(注)

(注1) 引用は、日本古典文学大系本(岩波書店)による。ただし、引用に際しては、振仮名は省き、新字体に改めた。

(注2) 史実としては「延元四年」。

(注3) 卷二十第十二章には「第八ノ宮」とある。『神皇正統記』(大系本による)では「第九十六代、第五十世ノ天皇。諱ハ義良、後醍醐ノ天皇第七御子。御母准三宮、藤原ノ康子」と記される。

(注4) (注2)に記した本文の文脈に従えば「延元四年」のこととなるが、後醍醐帝の崩御が「延元四年八月十六日」であるため、「遺勅」に基づく出撃は虚構ということになる。

(注5) 道誉は含まれていない。

(注6) (注2)参照。なお、西源院本(刀江書院)は「康永三年」とする。

(注7) 師直に関しては、拙稿「高師直考―『太平記』を中心に―」(池上洵一編『論集 説話と説話集』(和泉書院・二〇〇・五・二五)所収)参照。卷二十一の末尾において「サシモ忠

有テ咎無リツル塩冶判官」と語られる塩冶高貞よりも高師直の方を信頼するのが、尊氏達にとつては必然的なものであった事についても言及した。

(注8)

西源院本は、「散ハテシ昔ノ悲ニ不_レ異トテ、涙ヲ流サヌ人モナシ」の後に、「抑高武蔵守師直者、當御所様足利殿ニテ東国ニ久御座アリケルヨリ、普代相伝之人也ケレハ、尊氏御代ヲ被_レ召シカハ、肩ヲ双ル人ハ無シ、然レハ執事職ニ至リ、天下ヲ管領セシカハ、何事ニ付テモ心ニ任セスト云事ナシ、政道正ク、天下ノ乱ヲモシツメ、私之心ナクハ、子孫モ繁昌有テ、于今日出度モ可_レ有ニ、代ヲ納ルマテコソナカラム、如此ハウラツノ振舞ノミアリシカハ、諸人眉ヲ顰クシテ、京都ヲ落下リケル程ニ、追懸ラレテ、塩冶カ如ク武庫河之端ニテ一門皆々亡ヒケル也、何事モ酬ヒ有事ナレ

ハ、塩治最後之時、七生マテモ敵トナリ、只今思ヒシラセ
ンスルト云シ詞之末セヲソロシヤ、相構テ々々、人ハ高モ
賤モ思慮有テ振舞ヘキ者也」と、卷二十九における師直の
死までを因果応報的に語る。

(注9)

たとえば、『三時智恩寺蔵・太平記絵巻』(表紙には「たい
へいきぬき書」とある)上巻は、「塩治判官讒死事」を絵巻
に仕立てたものであるが、その末文は「尊氏卿の政務のあ
やまりは讒言を誠と聞なし給ふゆへとこそ聞えし」と締め
括られており、足利政権を客観視する姿勢も窺える(この
絵巻の閲覧については、平成十五年度中世文学会秋季大会
の会場校であった同志社大学の加美宏教授、ならびに、三
時智恩寺において御解説いただいた陽明文庫の名和修文庫
長に深く御礼申し上げます)。

